平成 20 年度宍粟市の人事行政の運営等の状況を公表します。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

宍粟市では、新規採用の抑制・退職勧奨の実施等により、定員の適正化に取り組んでいます。

平成 20 年 4 月 1 日現在の正規職員数は、合併した平成 17 年 4 月 1 日と比較し、**３年間で７３人減**となっています。

●宍粟市職員数の推移

	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	削減数・率
全体職員数（人）	862	859	822	789	73 人 ▲8.47%
うち一般事務職	536	524	503	478	
うち病院・消防	326	335	319	311	

平成 17 年 4 月 1 日に宍粟市が誕生し、平成 20 年 4 月 1 日現在で職員数は 73 人（8.47%）の削減となっています。

●県内の合併市・近隣市・類似団体との比較

	職員数（人）		市人口（人）	職員１人当たりの市民人口	職員１人当たりの面積(k㎡)
	全職員	病院・消防除く職員			
宍粟市	789	478	44,254	93 人	1.38
合併市	510	441	45,508	103 人	0.86
	756	378	71,091	76 人	1.12
	410	354	28,800	80 人	1.19
	448	398	34,777	87 人	1.01
	633	626	52,949	85 人	0.37
	619	602	49,812	83 人	0.31
	563	349	39,738	114 人	0.45
類　団	714	358	48,676	136 人	0.42
西播磨	326	256	32,178	126 人	0.35
	955	681	81,617	120 人	0.31
	933	450	51,642	115 人	0.28

宍粟市の平成 20 年 4 月 1 日現在の人口は 44,254 人、面積は 658.60k ㎡（県内２番目の面積）となっています。

合併で新たに誕生した市と比較すると病院・消防を除く職員 1 人当たりの人口は 93 人と 3 番目に多く、職員 1 人当たりの面積は 1.38k ㎡と非常に広い面積を抱えています。

しかしながら、近隣市や類似団体と比較すると、宍粟市はまだまだ職員数が多く、今後も削減していかなければなりません。

（1）職員の任免の状況（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）

① 採用

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	4 人	1 人	5 人
消防士	4 人	0 人	4 人
医師	4 人	1 人	5 人
看護師	0 人	8 人	8 人
計	12 人	10 人	22 人

② 昇格・昇任

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の級より上位の職に任命されることです。平成 19 年度中における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

【昇格者一覧】

級区分	男	女	計
6 級	8 人	0 人	8 人
5 級	9 人	4 人	13 人
4 級	7 人	5 人	12 人
3 級	6 人	4 人	10 人
2 級	6 人	2 人	8 人
計	36 人	15 人	51 人

【昇任者一覧】

職種区分	男	女	計
市民局長	1 人	0 人	1 人
部長級	3 人	0 人	3 人
次長級	7 人	0 人	7 人
課長級	11 人	2 人	13 人
副課長級	10 人	6 人	16 人
係長級	10 人	4 人	14 人
主査級	5 人	3 人	8 人
計	47 人	15 人	62 人

③　退職

職種区分	定　年	勧　奨	自己都合等	計
一　般　行　政　職	8 人	8 人	6 人	22 人
消　　防　　士	2 人	0 人	0 人	2 人
医　　師	0 人	0 人	5 人	5 人
看　　護　　師	1 人	0 人	12 人	13 人
技　能　労　務　職	3 人	2 人	1 人	6 人
技　　師	0 人	0 人	2 人	2 人
保育士・幼稚園教諭	1 人	7 人	0 人	8 人
計	15 人	17 人	26 人	58 人

（２）職員の年齢別構成の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	26	57	71	105	108	73	86	107	88	63	3	788

●年齢別職員構成比（%）

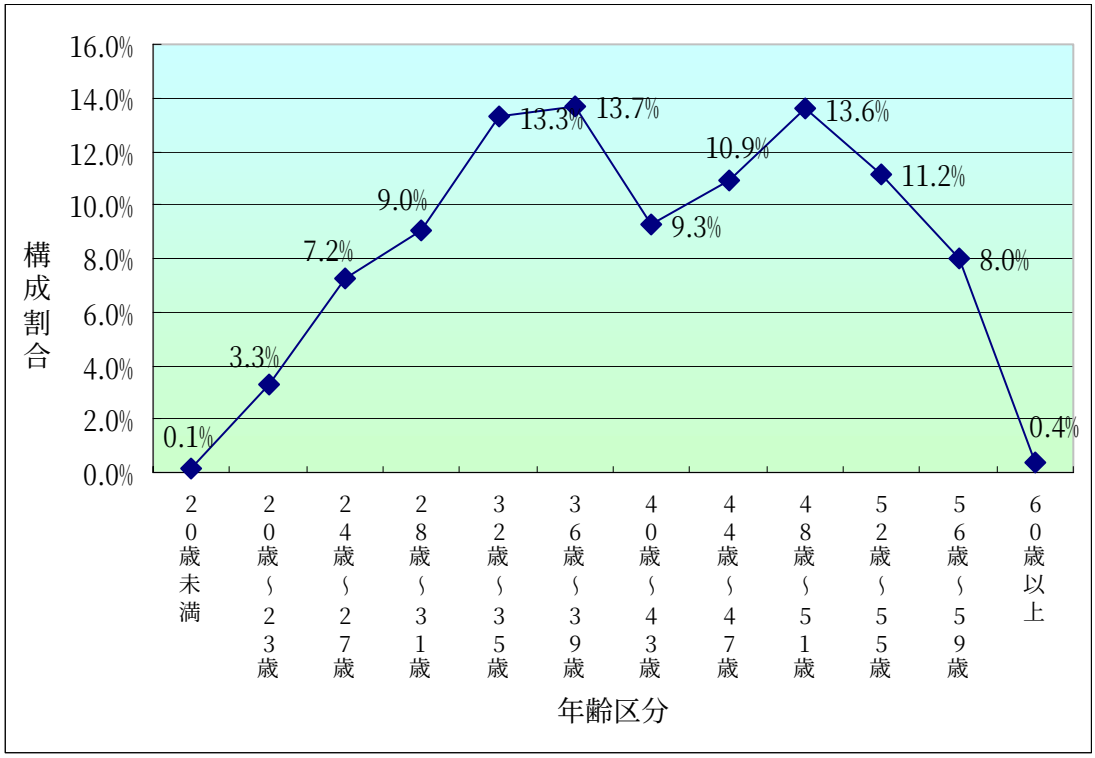

（3）定員管理の数値目標及び進捗状況

平成 17 年 4 月 1 日からの定員管理の進捗状況

部門	区分	職員数 平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	対17年増減数
一般行政	議会･総務	105	106	109	105	0
	福祉	119	132	132	136	△ 17
	その他	109	113	118	124	△ 15
	小 計	333	351	359	365	△ 32
特別行政	教育	91	97	110	120	△ 29
	消防	71	71	72	72	△ 1
	小 計	162	168	182	192	△ 30
公営企業	病院	240	248	263	254	△ 14
	水道･下水道	35	36	36	35	0
	その他	19	19	19	16	3
	小 計	294	303	318	305	△ 11
合 計		789 [892]	822 [892]	859 [892]	862 [892]	△ 73

※［　］内は条例定数です。平成 22 年 4 月 1 日の職員数値目標は 803 人（59 人減）で、平成 20 年 4 月 1 日現在の進捗率は 123.7%です。

※平成 22 年 3 月 31 日時点での職員数値目標は 65 人（進捗率 112.3%）です。

2　職員の給与の状況

宍粟市では、諸手当を含む給与の見直しを行い、人件費の抑制にも取り組んでいます。

（1）給与の抑制措置の内容

	一　般　職	特　別　職
平成 17 年度		・教育長の期末手当の 0.05 月分減
平成 18 年度	・給料月額の平均 4.8%減 ・55 歳以上昇給抑制 ・調整手当の廃止 ・特殊勤務手当の廃止 (21 手当→15 手当に削減) ・県内日当の廃止 ・退職時特別昇給の廃止	・給料月額の減額 市　長：10%減額 (940,000 円→860,000 円) 助　役： 5%減額 (760,000 円→722,000 円) 収入役： 5%減額 (685,000 円→650,750 円) 教育長： 5%減額 (685,000 円→650,750 円)
平成 19 年度	・枠外定期昇給の廃止 ・人事院勧告に伴う勤勉手当の 0.05 月増の平成 20 年度への見送り	・特別職の給料減額の継続（H18～） ・特別職の人事院勧告に伴う期末手当（教育長は勤勉手当）の 0.05 月増の見送り

（2）普通会計人件費の推移

	住民基本台帳人口（年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A
平成 19 年度	44,254 人	22,171,372 千円	422,202 千円	4,736,438 千円	21.4%
平成 18 年度	44,845 人	22,123,217 千円	355,995 千円	4,888,032 千円	22.1%
対前年度比	▲591 人	▲49,155 千円	+ 66,207 千円	▲151,594 千円	▲0.7%

※人件費には投資的経費に係る人件費を含んでいません。

（3）職員の平均給与月額等の状況（H20.4.1 現在）

①一般行政職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B（国ベース）
宍粟市		42.5 歳	335,335 円	411,382 円	381,737 円
	昨年度	42.4 歳	338,413 円	420,307 円	372,482 円
	増　減	0.1 歳	▲3,078 円	▲8,925 円	9,255 円
兵庫県		44.2 歳	364,142 円	474,770 円	424,983 円
国		41.1 歳	325,113 円	－	387,506 円
類似団体		43.1 歳	332,495 円	380,989 円	357,931 円

※兵庫県、類似団体のデータについては、昨年度（H19.4.1）の状況です。兵庫県等が公表され次第、データを更新します。
※「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在の職員の基本給の平均です。
※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
※表中「国ベース」とは時間外勤務手当、特殊勤務手当を除いたものです。

②技能労務職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B（国ベース）
宍粟市		46.0 歳	296,400 円	352,467 円	325,036 円
	その他技能労務職	45.2 歳	309,080 円	373,003 円	325,036 円
	清掃職員	51.2 歳	349,660 円	406,931 円	380,700 円
	学校給食調理員等	41.9 歳	271,747 円	341,518 円	308,079 円
	用務員	56.0 歳	322,033 円	331,800 円	331,800 円
	看護補助員	46.7 歳	254,483 円	285,068 円	272,333 円
	運転手	39.0 歳	270,300 円	339,952 円	293,900 円
	電話交換手	49.0 歳	369,500 円	392,072 円	380,100 円
兵庫県（H19）		47.1 歳	348,444 円	423,412 円	391,872 円
国（H19）		48.8 歳	287,094 円	－	320,514 円
類似団体（H19）		47.3 歳	294,501 円	317,172 円	306,044 円
民間事業者平均		51.5 歳	－	382,730 円	333,508 円

※「民間事業者平均」については、平成 20 年の人事院勧告資料をもとに算出しています。

③教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額Ａ	平均給与月額Ｂ（国ベース）
宍粟市	45.0 歳	358,263 円	399,518 円	397,979 円
兵庫県	44.8 歳	402,779 円	477,478 円	－
類似団体（H19）	43.7 歳	332,535 円	351,673 円	－

④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額Ａ	平均給与月額Ｂ（国ベース）
宍粟市	39.7 歳	313,050 円	396,760 円	360,855 円
兵庫県	－	－	－	－
類似団体（H19）	40.9 歳	317,585 円	374,250 円	343,487 円

（４）職員の初任給の状況（H20.4.1 現在）

区　　分		宍粟市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	145,500 円	137,200 円
	中学卒	－	132,300 円	129,200 円
教育職	大学卒	172,200 円	199,700 円	－
	短大卒	155,700 円	177,200 円	－
消防職	大学卒	172,200 円	－	－
	高校卒	144,500 円	－	－

※　兵庫県は平成 20 年度から職務級に応じて減額措置があります。

(5) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

宍粟市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（19年度） 1,593 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,720 千円	—
（19年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.725 ）月分	（18年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	（19年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.50 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5・10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

◇ （ ）内は、再任用（職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間雇用する制度）職員に係る支給割合です。

②退職手当（20年4月1日現在）

宍粟市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
1人当たり平均支給額	11,387 千円	27,102 千円	その他の加算措置		
			定年前早期退職特例措置：2～20%加算		
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 45歳以上50歳未満で勤続20年以上※ 2%～30%加算・特別昇給4号 50歳以上で勤続25年以上 2%～20%加算・特別昇給4号 ※平成18年度から3年間の措置として、45歳以上の勤続25年以上職員を対象に、早期の職員の規模適正化を推進します。					

◇ 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当

（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
宍粟市	0 %	0 人	0 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
宍粟市	0 %	0 %

◇ 国の制度では平成22年度での完成を目指し、平成18年度から 支給率を段階的に引き上げることとしており
制度完成時の支給率は、給料と扶養手当の月額の3%～18%とされています。

◇ 宍粟市は地域手当を支給しておりません。

④特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	9,015 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	120,200 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	13.9 %
手当の種類（手当数）	11種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	当該業務に従事した者	感染症患者等の救護等	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	水道局勤務職員等	下水道マンホール等入孔業務	1日当たり600円
	地域振興課勤務職員等	山地における特に危険又は困難な業務	1日当たり600円
	給食センター勤務職員等	ボイラー作業及び維持管理業務	1日当たり600円
	しそうクリーンセンター勤務職員等	山崎浄苑での塩素取扱業務	1月当たり1,500円
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	1日当たり600円
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	1日当たり600円
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	1回当たり1,000円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	しそうクリーンセンター勤務職員等	ごみ、し尿取扱業務	1日当たり600円
火葬業務従事職員手当	しそうクリーンセンター勤務職員等	火葬業務	1日当たり600円 その他火葬1体につき2,000円（小動物200円）、霊柩車の運転1体当たり1,500円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	1月当たり2,000円
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	1月当たり650,000円
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療（往診）業務	診療点数に10円を乗じた額の2分の1
火災等出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動（火災等）	1回当たり 機関員510円、その他380円
救急出勤手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動（救急）	1回当たり 機関員等510円、その他380円
隔日勤務手当	消防署に勤務する職員	隔日勤務	1当務当たり520円

⑤時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	164,217 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	431 千円
支給実績（18年度決算）	177,261 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	402 千円

⑥その他の手当（20年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	(1) 配偶者：13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 ・・・6,500円 配偶者がいない場合 ・・・1人目：11,000円 (3)その他の扶養親族 ・・・6,000円 ※16歳～23歳未満の扶養親族には5,000円加算	同	－	75,549　千円	275,447　円
住居手当	(1)借家の場合 12.000円以上の家賃を払っている場合：家賃に応じ27,000円を上限に支給。 (2) 持ち家の場合 3,500円	(1)同 (2)異	(2) 持ち家の場合国は2,500円（新築・購入後5年以内）	23,801　千円	96,808　円
通勤手当	●公共交通機関利用 55,000円を限度に実費	同	－	77,011　千円	16,828　円
	●自家用車等利用	（宍粟市）	（国）		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35, 000円～36,600円	21,800円		
	50km～55km未満	37,000円～38,600円	22,700円		
	55km～60km未満	39,000円～40,600円	23,600円		
	60km以上	400円/km加算	24,500円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、給与月額の8%～16%	異	支給率8%～25%	89,052　千円	601,701　円

(6) 特別職の報酬等の状況 (20年4月1日現在)

区分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高／最低額
給料	市長 ( ) 減額前	846,000 円 (940,000 円)	995,000 円／ 460,000 円
	副市長 ( ) 減額前	722,000 円 (760,000 円)	750,000 円／ 347,500 円
	収入役 ( ) 減額前	650,750 円 (685,000 円)	690,000 円／ 535,000 円
報酬	議長	462,000 円	495,000 円／ 274,000 円
	副議長	382,000 円	425,000 円／ 234,000 円
	議員	357,000 円	400,000 円／ 220,000 円
期末手当	市長・副市長・収入役	(19年度支給割合) 4.40 月分	
	議員	(19年度支給割合) 4.35 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	給料月額×在職月数×41/100	16,649,280円 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	8,664,000円 任期ごと
	収入役	給料月額×在職月数×22.56/100	7,046,842円 任期ごと
	備考		

◇ 現在、特別職の給料及び議会議員の期末手当は一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数よりも少なくなっています。
◇ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合の見込額です。

3　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）職員の勤務時間（消防本部の隔日勤務職員等を除く）

勤　務　時　間	8 時 30 分 ～ 17 時 15 分
休　憩　時　間	12 時 ～ 12 時 45 分
1 日の勤務時間	8 時間
1 週間の勤務時間	40 時間

（2）休暇の種類

条例で定める休暇には、下記のとおり、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　　容</th><th>日　数　等</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>年次有給休暇</td><td>職員が請求したときに付与される休暇
※参考：年次休暇の取得状況
<table><tr><td>平成 19 年</td><td>9.1 日</td></tr><tr><td>平成 18 年</td><td>8.2 日</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>7.1 日</td></tr></table></td><td>1 暦年において 20 日以内</td><td>有給</td></tr>
<tr><td>病 気 休 暇</td><td>負傷又は疾病のため療養する必要があると認められた場合に取得できる休暇</td><td>90 日以内</td><td>有給</td></tr>
<tr><td>特 別 休 暇</td><td>特別の事情により勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇
※詳細は次ページのとおり。</td><td>それぞれの休暇に応じた日数・時間</td><td>有給</td></tr>
<tr><td>介 護 休 暇</td><td>職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇</td><td>連続する 6 か月以内</td><td>無給</td></tr>
<tr><td>組 合 休 暇</td><td>職員団体の業務と認められるものに従事する場合の休暇</td><td>1 暦年において 30 日以内</td><td>無給</td></tr>
</table>

●特別休暇の種類

休　暇　名	内　　容	取　得　日　数
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署出頭休暇	証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄液提供休暇	骨髄液提供の登録申出、提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
社会貢献活動休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合等	5 日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	5 日以内
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前 8 週間（多胎妊娠の場合 14 週）・産後 8 週間
育児時間休暇	生後 1 年に達しない子の授乳等のための休暇	1 日 2 回 30 分以内
出産補助休暇	妻の出産に伴う休暇	出産の日後 2 週間以内で 2 日以内
男性職員の育児参加休暇	小学校就学前までの子の養育のための休暇	5 日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	必要と認められる期間
妊娠中休暇	妊産婦である女子職員が保健指導又は健康審査を受ける場合	必要と認められる期間
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	最大 10 日以内（親族による）
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1 日以内
夏季休暇	盆の行事や健康維持のための休暇	5 日以内
リフレッシュ休暇	勤続 20 年・30 年の場合の心身活力増進自己研鑽を図るための休暇	連続する 3 日以内
子の看護休暇	小学校就学前までの子を看護するための休暇	5 日以内
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間

（３）育児休業等

①制度の概要

<table>
<tr><th>休業の種類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>育 児 休 業</td><td>養育する子が３歳までに達する日まで取得が可能</td></tr>
<tr><td>部 分 休 業</td><td>正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて１日を通じて２時間の範囲内で取得可能</td></tr>
<tr><td>育児短時間勤務</td><td>地方公務員育児休業法により次の勤務形態から選択し勤務する。
<table>
<tr><th></th><th>週　休　日</th><th>勤務日・時間</th></tr>
<tr><td>1</td><td>土日</td><td>月～金に４時間ずつ（計 20 時間）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>土日</td><td>月～金に５時間ずつ（計 25 時間）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>土日・月～金のうち２日</td><td>残り３日に８時間ずつ（計 24 時間）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>土日・月～金のうち２日</td><td>残り３日のうち２日に８時間ずつ、１日に４時間（計 20 時間）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

※育児休業、部分休業をした期間は、給与は支給されません。また、育児短時間勤務をした場合、勤務のない時間分は減額されます。

②育児休業・部分休業の取得者数（平成 19 年度）

区　　分		取得者数
育児休業	新たに育児休業をした者	12 人
	前年度から引き続き取得している者	9 人
部分休業・育児短時間勤務した者		0 人

４　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分（平成 19 年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合等、公務能率維持を目的として行う処分（後任・免職・休職・降給）のことをいいます。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合	1 人		10 人		11 人
職に必要な適性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職及び過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

（２）懲戒処分（平成 19 年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合等、公務における規律と秩序の維持を目的として行う処分（戒告・減給・停職・免職）のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		１人	１人		２人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					

５　職員の服務の状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

・職務命令等に従う義務
・秘密を守る義務
・政治的行為の制限
・営利企業等の従事制限
・信用失墜行為の禁止
・職務に専念する義務
・争議行為等の禁止

宍粟市では、地方公務員法に基づき、上記の服務事項を遵守しています。

ただし、例外的に、「営利企業等の従事制限」については、「宍粟市職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」により、その趣旨に反しない限り認められることがあります。

また、「職務に専念する義務」については、「宍粟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・施行規則」により、免除されることがあります。例として次のようなものがあります。

①消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合
②定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合
③公務上又は職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合

6　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

宍粟市では、職員の資質向上・人材育成のため、職員研修を行っています。これにより職員の意識改革、能力向上を図っています。

（1）職員の研修の状況（平成 19 年度）

分　　類		受講対象者等	内容・目的等
派遣研修	兵庫県自治研修所研修	12 コース　43 名	行政管理能力、法務能力等の習得を図る。（管理職研修、民法・行政法研修等）
	兵庫県自治協会研修	18 コース　87 名	実務の能力の向上を図る。（管理監督職、徴収事務、簿記、政策法務等）
	兵庫県市町職員職場研修	6 名	兵庫県市町振興課･土木事務所に職員を 1 年間派遣し、市町行財政・土木行政の幅広く深い知識の習得を図る。
庁内研修	人権研修	760 名	人権を尊重するまちづくりをめざし、そのための職員の育成を図る。
	新任職員研修（接遇・公務員倫理研修）	28 名（若手職員）	宍粟市の市政、全体の職務内容を理解し、今後の職務のための知識習得を図る。
	人事評価講習会	18 名	人事評価制度構築のために評価手法や評価においての注意事項などノウハウを学ぶ。
その他の研修	人事評価研修（出前研修）	41 名	人事評価制度構築のために評価手法や評価においての注意事項などノウハウを学ぶ。
	市町村アカデミー研修	3 名	住民と行政の新たな関係の創造、住民参加のまちづくりのための知識を習得する。
	自衛官募集事務研修	1 名	自衛隊法に基づく自衛官募集事務について宍粟市の事例発表を行い、また、他団体の事例を学び今後の事務に活かす。

（2）勤務成績の評定の状況

地方公務員法第 40 条第 1 項において、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されており、宍粟市では、宍粟市勤務評定規則を定め、定期的に勤務成績を評定しています。

勤務成績を評定することにより、公正な人事行政運営と職員の執務能力の発揮・増進を図ることができます。

なお、評定者は次のとおりです。

調　整　者	市長
第２次評定者	副市長、市民局長
第１次評定者	部長、課長

7　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康管理に関する事業の実施状況

労働安全衛生法第 66 条の規定（すべての事業所に対する規定）に基づき、職員の健康診断を毎年度定期的に実施しています。

宍粟市が独自で行う福利厚生事業は、健康診断等（法律義務）であり、健康診断については（財）兵庫県健康財団に委託しています。

●宍粟市独自福利厚生事業の負担額の状況（平成 19 年度）

	平成 19 年度
負担金	10,400 千円

（2）公務災害の状況

宍粟市は、地方公務員災害補償法に基づく、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。公務災害補償制度は、職員が公務上・通勤上の災害を被った場合に、その身体的損害に対し補償するものです。

●平成 19 年度の公務災害・通勤災害の状況

項　　目	件　数
公務災害認定件数	11 件
通勤災害認定件数	2 件

●地方公務員災害補償基金兵庫県支部への平成 19 年度負担金

	平成 19 年度
負担金	5,286,619 円

※負担金は前年度の職員の給与をもとに算出されます。

（3）共済・厚生制度の状況

職員の共済・厚生制度として、宍粟市は兵庫県市町村職員共済組合等に加入しています。兵庫県市町村職員共済組合では、主として短期給付事業（出産・結婚・休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金・貸付等）を行っています。詳細は兵庫県市町村職員共済組合のホームページ（http://www.h-kyosai.or.jp/index.php）をご覧ください。

また、宍粟市は、職員の福利増進等のため、兵庫県町村職員互助会に加入しています。兵庫県町村職員互助会は、共済・福利事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付）等を行っています。

●兵庫県町村職員互助会への公費負担状況等（平成 19 年度）

	公費負担額	会員掛金総額	会員数	会員 1 人当たり公費補助金額	公費負担率
平成 19 年度	16,104 千円	16,269 千円	822 人	19,591 円	49.7%

（4）利益の保護の状況

職員は、給与その他の勤務条件について、宍粟市が適当な措置を執る要求、また、その意に反して不利益処分を受けたときの不服申立てを、宍粟市公平委員会に対してすることができることとなっています（地方公務員法）。

なお、平成 19 年度については、措置要求及び不服申立てはありませんでした。

8　職員の競争試験及び選考の状況

宍粟市職員の採用は、競争試験により行っています。平成 19 年度に実施した職員採用候補者試験の結果等は次のとおりです。

職種区分	申込者数	受験者数(A)	1 次合格者数	最終合格者(B)	倍　率
一般事務職	83 人	75 人	15 人	4 人	18.8
消防職	26 人	20 人	5 人	2 人	10.0
社会福祉士	23 人	20 人	7 人	3 人	6.7
幼稚園教諭･保育士	35 人	35 人	5 人	2 人	17.5
看護師・助産師	6 人	6 人	6 人	6 人	1.0

※1 次試験：9 月 16 日（日）実施　　2 次試験：11 月 7・8 日（水・木）実施